

令和5年度事業計画



社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

令和5年度事業計画目次

1	基本理念	1
2	基本方針	1
3	中期計画推進事業	2
	(1) 第五次地域福祉活動計画	
	地域福祉サポートシステムの機能強化（重層的支援体制整備事業）	
	(2) 第3次社協発展・強化計画	
	① 支え合う地域づくりの推進	
	② 福祉サービスの充実	
	③ 信頼され、安定した法人経営	
4	令和5年度拡充事業	2
5	重点項目、実施事業	3
	(1) 地域福祉活動団体への支援体制の充実・強化	3
	(2) 様々な団体の地域活動への参画と連携体制の構築	3
	(3) 地域福祉を担う人材の確保と育成	4
	(4) 住民ニーズに応じた包括的な支援事業の整備	5
	(5) 質の高いサービス提供	6
	(6) 職員力の向上	7
	(7) 広報活動の強化	8
	(8) 財源の確保	8
	(9) 事業運営体制の強化	8

令和5年度事業計画

1 基本理念

地域共生社会の理念である「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を作るという考え方」を根底に置き、その実現を目指すものです。

「笑顔で迎え 出会いが つながり 絆が深まるまち 川越」

2 基本方針

本会が目指す基本理念を実現するため、中長期の活動展開の方針として、基本方針を位置づけています。3つの基本方針に基づき、本会に求められる役割の実現と、その目的達成に必要な財政基盤及び組織機能の強化を推進します。

(1) 地域福祉への関心を高め、支え合う地域づくりを推進します

地域共生社会の実現に向け、市民、地域組織、ボランティア団体、関係機関及び行政等と連携協働を図り、地域における幅広い支援のネットワークを構築し、身近な地域で住民同士が支え合う福祉のまちづくりに取り組みます。

(2) 福祉サービスを充実し、だれもが安心して暮らし続けられる体制を整備します

地域における市民の生活を支える福祉サービスを充実させ、多種多様なニーズに応える福祉サービスの推進強化に取り組みます。

(3) 信頼され、安定した法人経営を目指します

地域住民から信頼される職員となるため、責任感と行動力のある人材の育成、働きやすくやりがいの感じられる職場づくりに努めます。

また、安定的、継続的な経営や組織基盤を強化し、安定した法人経営に取り組みます。

3 中期計画推進事業

この事業計画は、「第五次地域福祉活動計画（みんなで作る福祉のまち川越プラン）」（令和3年度～8年度）及び「第3次社協発展・強化計画」（令和3年度～8年度）の両計画に基づき、市民が身近な地域社会の中で、生活の自立と社会参加を果たせる仕組み、誰もが生きがいのある幸せな生活ができる仕組みの構築に向けて、地区社協をはじめとする様々な機関・団体と連携・協働に努めていきます。

さらに、川越市と連携し地域福祉サポートシステムの機能強化に取り組むことにより、重層的支援体制整備事業を推進していきます。

(1) 第五次地域福祉活動計画

【基本施策】

地域福祉サポートシステムの機能強化（重層的支援体制整備事業）

- ① 地域福祉のきっかけづくり
- ② 支え合いの縁(円)づくり
- ③ 不安の少ない暮らしづくり

(2) 第3次社協発展・強化計画

【基本方針】

- ① 地域福祉への関心を高め、支え合う地域づくりを推進します
- ② 福祉サービスを充実し、だれもが安心して暮らし続けられる体制を整備します
- ③ 信頼され、安定した法人経営を目指します

4 令和5年度拡充事業

「第五次地域福祉活動計画」及び「第3次社協発展・強化計画」の3年目となる本年度は、「地域福祉サポートシステム」の機能強化を図るため行政機関、福祉関係団体、福祉施設、NPO及び民間企業等との多様な連携と協働を進めながら、次の事業の拡充に取り組みます。

- ・ こどもの居場所づくり支援事業の拡充
- ・ 地域共生社会実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進
- ・ 狭間のニーズに対応するための支援ネットワークの強化
- ・ 成年後見制度利用促進に向けた事業の展開
- ・ 「自立支援・生きがいづくり・健康の維持増進」の拠点となる事業の展開

5 重点項目、実施事業

(1) 地域福祉活動団体への支援体制の充実・強化

① 地区社協等住民団体への財政的支援の拡充

ア 地区社協等地域福祉活動団体の取り組み内容等の相談に対応する。

イ 地区社協及び地域で行う非営利の福祉活動に対し、助成金事業を実施するとともに、その活動を市民や関係機関等に周知する。

② 住民ニーズに応じた支え合い、助け合い体制の基盤整備

ア 地域の見守り活動やサロン活動、生活支援サービスなど、住民が主体となる支え合い、助け合い活動を支援するとともに、取組の在り方や実施方法について考える場づくりを行う。

イ 地域住民と協働して支え合い、助け合い体制を創るため、既存拠点の運営や新たな活動拠点づくりを支援する。

ウ 学校や地域で福祉の心を育み、実感できる場を提供し、助け合いについて考える機会を設ける。

エ 地域共生社会実現に向けた地域交流活動の推進に向けた取組の提案や場づくりの提案。(eスポーツの導入やボッチャ等交流事業の提案)

③ CSWを担う地区担当職員の活動体制の強化

ア 各地区の担当を2名体制とし、地区の情報を共有しながら地域活動等の様々な支援に応じる。

イ 月1回以上CSWミーティングを実施し、他の地区の先進事例や活動状況を把握し、職員間の情報共有と知識や対応力の向上を図る。

ウ 個別支援ケースに関する情報共有の場を設け、組織内の横のつながりを強化するとともに、関係機関と連携を図る機会をつくる。

④ 地区別福祉プランの周知及び進行管理の徹底

地区担当職員が、地区社協役員や関係機関と連携し、地区が中心となって進行管理できる体制をつくる。

⑤ 地区社協活動促進事業の見直し

地区社協役員や関係者と協力し、地区社協活動促進事業について振り返る場を設け、事業内容や課題等を検討し、既存のサービスの見直しを図る。

(2) 様々な団体の地域活動への参画と連携体制の構築

① 地区社協等の会議に各分野の当事者団体、地縁団体、企業・法人等や関係機関が参加できる体制の整備

ア 地域づくり推進ネットワーク会議や子どもの居場所づくりネットワー

ク交流会等を開催し、関係機関や活動団体がつながる場を提供し、顔が見える関係を構築する。

イ 地域共生社会実現のための地域づくりをテーマとして、各団体の活動について情報共有し、互いの事業への参画や協働による事業の企画などを検討する場を設ける。

② 各団体が開催する会議等で、地区社協や本会の事業を周知し、事業への連携・協力等の依頼

民児協定例会など地域活動の場に出向き、地域福祉活動を周知するためのリーフレット等を配布し説明する。

③ 各団体が実施する活動や課題を把握し、地域づくり全体の視点から本会の事業や地区の取組みのマッチング等を検討する協議の場の設置

ア 社協の事業利用者や支援対象者に対して、生活状態や健康状態に合わせた支援につなぐことが出来るように、部署を超えた情報共有を目的とした話し合いを定期的を実施する。

イ 各地区の地域資源を把握し、必要なサービス創出を支援する。

ウ 地域貢献活動等に協力的な社会福祉法人や企業等と地域活動とのマッチングを行う機会として、地域福祉活動等の情報を提供する機会を設ける。
(ネットワーク会議や交流会、フォーラム等の開催)

(3) 地域福祉を担う人材の確保と育成

① 地区社協福祉協力員等養成研修の協働開催

ア 地域包括支援センターなどと協力して、地域住民に対して地域の見守り活動の重要性を伝え人材育成の機会を増やす。

イ 養成研修の内容について情報提供や運営サポートなど地域活動の担い手育成を強化する。

② 福祉教育に携わる関係者(ボランティア、学校や福祉施設等)と学び合うプラットフォームの構築

ア 福祉教育ボランティア学習推進員と学校教員を対象にした、研修会や情報交換会を開催し、豊かな福祉観を育むことを目的に情報共有する。

イ 市内小中学校へ福祉体験学習等のニーズ調査等を実施し状況把握をし、体験学習の内容を検討する。

ウ 市内社会福祉施設が福祉教育的機能を発揮できる場の提供を整備する。

③ 誰もが参加できるボランティア企画を実施

ア 誰でもいつでもボランティア情報を見られるように、SNS等を活用し、

ボランティア活動者の増加につながるような周知の工夫を行う。

イ ボランティア講座等の申し込みをインターネット、FAXやハガキ等、様々な方が申し込むことが可能な仕組みを構築する。

④ 災害ボランティアの登録の促進等

ア 災害ボランティア入門講座等を市内各地区で開催し、ボランティア登録を促進する。

イ 登録ボランティア等を対象にした研修会や災害ボランティアセンター訓練等を開催し、災害ボランティアに参加しやすい環境をつくる。

ウ 災害時に被災地の自主防災組織（自治会）等と連携できるように、平時から顔の見える関係を構築する。

⑤ ボランティア活動の環境整備のため、ボランティアリーダーの育成のための研修を実施する。

⑥ 子育て支援や家事支援の担い手の資質向上のためのフォローアップ講座を見直し、強化を図る。

⑦ ケアラー・ヤングケアラー支援推進事業の実施

埼玉県によるケアラー条例の施行に合わせ、ケアラー支援として介護者支援及びヤングケアラー・若者ケアラー支援について地域における担い手や関係機関、活動団体の理解を深め、支援活動の拡充を図る。

(4) 住民ニーズに応じた包括的な支援事業の整備

① 日常生活自立支援事業や法人後見事業が対象とならない支援ニーズへのサービスの事業化検討

② 既存事業では対応困難なニーズに応じたサービスの事業化を図るための情報収集、視察及び制度設計、モデル事業の試行等の実施

ア 県社協の研修等をとおして、他地区でサービス化された事業について情報収集する。

イ 先進市町村を視察して、必要な知識の習得や他市町村にアンケート調査を実施し、対応困難なケースについて支援方法を学ぶ。

ウ 対応困難ケースを集約し、情報共有の機会をつくり、狭間のニーズなどへの対応を検討する場を設ける。

エ 地区に情報提供し、活動の様子や活動者の話を聞く機会を設定する。

③ 子どもの貧困対策に関わる活動団体への支援体制整備

ア 寄付物品を、市内のこども食堂やフードパントリーに配布する。

イ 本会によるこども食堂立ち上げ支援やホームページの作成等の周知啓

発に対する支援を行う。

ウ 活動団体の把握、情報発信及び各団体が連携できるよう行政機関や関係機関と連携したネットワークを構築する。(子どもの居場所づくりネットワーク交流会の開催等)

エ 活動団体に助成金を交付する。

オ 子ども未来部や児童相談所など関係機関との情報共有や連携を図る。

④ 外国籍の方に対する支援体制整備

ア 福祉教育を促進するにあたり、障害者や高齢者だけでなく、多文化共生についても触れ、多文化教育を促進する。

イ 本会が行っている生活支援事業等の対象者となるかなどのニーズ調査を行う。

ウ だれもが参加でき、地域交流ができる場の創出や事業を検討・実施する。

エ 翻訳機等を活用し、日本語が難しい方と意思疎通が図れる環境を整える。

オ 外国籍の方を支援するNPOや学校との連携や情報共有する。

(5) 質の高いサービスの提供

① 集团的事業(支援)における既存の事業展開を見直し、工夫した講座やイベント事業及びインターネットを活用した事業の実施

ア 集合型の講座のほかに自宅で気軽に受講できるインターネット講座を、引き続き開講する。

イ 現在のような実施期間を定めた応募方式の講座のほかに、実施日時のみを定めて自由参加の通年型事業を継続して実施する。

ウ 社会資源として安心して利用しやすい施設運営を図る。

エ 西後楽会館の大広間、会議室を利用した講座を実施する。

オ 西後楽会館において、将来的に屋外イベントを実施できるように、現在手入れの行き届いていない外庭を段階的に整備する。

② 個別的事業(支援)における各種相談事業、個別ニーズへ対応する取り組みの実施

ア 各種広報媒体を通じて、今まで以上に、各種相談事業(医師相談、健康相談、リハビリ相談)の周知を行う。

イ 幅広い相談に応えられるように各種研修に参加する。

ウ 委託事業であるCSW配置事業(重層的支援体制整備事業)を推進する。

③ 制度に繋がりにくい方、制度の狭間にある方へのリハビリ相談を通じて、介護予防、自立生活に向けた事業の展開

ア 各種相談事業（医師相談、健康相談やリハビリ相談）での相談内容を踏まえ、必要に応じて他課（CSW等）との連携を強化する。

イ 総合福祉センターの実施する講座の受講者の生活相談に、これまで以上に耳を傾け、内容に応じた相談機関へ繋ぐ。

ウ 通所介護事業の推進と他事業所との連携及び事業周知を強化する。

④ 利用者の自立に向けて日常生活の課題を掘り起こし、他事業所との連携や対応策の考案

ア 自立支援の視点に基づいて訪問業務を行い、必要に応じて、包括支援センターや民生委員と連携して支援していく。

イ 関係機関と利用者アセスメント情報を共有し、協働で支援できる体制を作る。

ウ 家庭訪問調査や定期的な生活状況の聞き取り調査を実施する。

⑤ 介護保険事業所として、障害のある高齢者の受け入れを強化するため、職員の障害に対する理解の促進や介助方法の習得

ア 疾患別の障害理解や障害に対する適切な対応方法、介助方法を習得する。

イ 障害者と高齢者のデイサービス事業の交流を図る。

ウ 次期法改正に向けて、早期に情報収集を行いその対応策を検討する。

⑥ 各分野の職種の専門性を生かした援助技術のスキルアップ

定期的な研修を実施し、職員全体の専門性の確保とスキルアップを図る。

(6) 職員力の向上

① 職員間での内部研修の実施

ア 研修の記録や資料を、原則全員社内グループウェアで公開する。

イ 各課主催による勉強会を実施できるように調整する。

ウ 課内会議や地区ミーティングで情報共有、課題の把握をし、内部研修の内容を検討する。

エ 登録ヘルパーの資質向上のため、業務内容に沿った内部研修を実施する。

② 人事評価制度の導入に向けた目標管理制度の実施

ア 本会のキャリアパス制度の策定について検討する

イ 目標管理制度の導入を段階的に検討する。

③ 職員間で知識、経験及び情報の共有化

ア 多課にまたがるケースについてはケース会議を開けるように調整する。

イ 本会各課のデータを必要に応じて参照できるように整備する。

ウ 課長会議、リーダー会議や課内会議を軸として、課を超えた情報共有が

できるようにする。

④ 社会福祉関係資格の取得促進

- ア 社会福祉士等の取得を促進する。
- イ 専門職としての配属等を検討する。

(7) 広報活動の強化

① 誰もが興味を持つ福祉情報の発信方法等の工夫

- ア SNSを活用し、福祉に関する情報を定期的に掲載する。
- イ 効果的な広報作成の研修を受講し、写真やイラストを活用し紙面や画面で目を引くように、見直しを行う。
- ウ 情報発信の機会を増やすため、既存の広報誌の発行回数を検討する。
- エ 社協パンフレット作成のための検討を行う。

② 広報の強化に向けた体制づくり

- ア 広報担当の選出の方法等について明確にするため、広報（社協だよりやSNS）に関する規程を策定する。
- イ リーダー会議等の場で定期的に検討する。

(8) 財源の確保

① 新たな財源確保の手段の検討及び実施

- ア クラウドファンディングなど、特定の事業向けの寄付を募るための検討を行う。
- イ 社協事業一般について、ホームページでも振込による寄付を募る。
- ウ 他市の取組状況を調査し、定期的に検討できる場を調整する。

② 社協会費、共同募金及び寄付の財源確保の必要性の周知及び幅広い募金方法の展開

- ア 集金に協力してもらっている自治会や住民の方に、制度や使いみちなどを分かりやすくするためのチラシを作成する。また、各地区社協に積極的に説明に行く。
- イ QRコード決済や交通系ICカード等の活用、社協ホームページから支払いできるシステムを検討する。
- ウ 新規企業の開拓や企業に募金、会費等を周知し、協賛企業を募る。

(9) 事業運営体制の強化

① 自主事業の経営的視点からの見直し

ア 主に介護保険事業について、事業拠点区分内で収入と支出のバランスがとれるように勤務体制、時間外や人員配置などの見直しを図る。

イ 介護保険事業に関する検討委員会など、議論する場の設置を検討する。

② ICT技術の活用及びワークライフバランスなどの職員の働き方改革の実施

ア 労働法上は年休の取得は最低5日だが、社協独自の基準を設けることを、衛生委員会で検討する。

イ 勤怠管理（タイムカード）の新しいシステム、脱ハンコやペーパーレス化等の技術の導入を検討する。

③ 危機管理体制に関する内部研修の実施

ア 個人情報や現金管理などに関する内部研修を行う。

イ 内部けん制の仕組みづくりを再度検討する。

ウ 業務上のヒヤリ・ハットを作成し、共有する

④ 事業継続計画（BCP）に基づいた実践演習等の実施及び課題検討の場の設置

年に一回、図上訓練とその振り返りを行う。

⑤ 適正な組織管理・人事体制の整備

委託事業等の適正な履行のために、資格や専門性を持った職員が適正な業務につくような体制を検討する場の設置を検討する。